

迷彩服姿で区役所「宿営地化」

迷彩服姿の陸上自衛隊員が十六、十七の両日、首都直下型地震発生時の災害訓練を名目にして、東京二十三区内の一部区役所に初めて宿泊する。東日本大震災で活躍した自衛隊に世論の追い風は吹いているが、いくらなんでも区役所を安易に「宿営地化」するのはやり過ぎだ。訓練内容が治安出動に転用される危険性も否めない。

(佐藤圭、1面参照)

二十三区内に大規模な部隊が展開する訓練は過去に例がない。区役所での宿泊は今回が初めてだ。陸自は災害訓練と言っているが、区役所を敵地と見なせば、まさに首都制圧訓練だ。市民団体「東京平和委員会」の種田和敏弁護士は、今回の訓練に警戒感

自衛隊 首都制圧!?

要望書では、訓練が自衛隊単独で実施される点を問題視する。種田氏は「これまで国や自治体の訓練に合わせて行われてきた。自衛隊の災害出動は関係自治体からの要請が前提で、単独の訓練は自衛隊法の建前にも反する」と断じる。



をあらわにする。同団体は今月四日、防衛省に訓練中止を求める要望書を提出した。

要望書では、訓練が自衛隊単独で実施される点を問題視する。種田氏は

「これまで国や自治体

の訓練に合わせて行われ

てきた。自衛隊の災害出

動は関係自治体からの要

請が前提で、単独の訓練

は自衛隊法の建前にも反

する」と断じる。

区役所への派遣、宿泊

についても「自衛隊の対

ゲリラ、特殊部隊への対

処と共通する内容を含ん

でいる。災害対処だけで

なく、市街地での軍事訓

練の狙いがあるのではないか」と指摘する。

訓練が強行される場合

でも「迷彩服の隊員が区

「いざれは校舎や校庭にも…」

1

2012年7月6日付
「東京新聞」より

陸自 都内で武装行進

板橋、練馬の市街地周辺住民が抗議
2012年6月13日付
「しんぶん赤旗」より

自衛隊、北区役所内の宿営を断念 党区議団の要請受け、区が申し入れ

○この間、自衛隊が「災害訓練」を名目にして、23区全域で区役所を宿営地とする訓練の実態が明らかになりました。

○右のような各新聞報道も相次ぎ、区民から「迷彩服で庁舎敷地に宿泊するのはやりすぎ。やめてほしい」という声がよせられています。

2度の区長要請と防災委の指摘

○裏面のように、党区議団とて、7/3(火)、7/9(月)の2回、区長に申し入れし、さがら区議は7/3の防災委も賛成しました。



通学路のギリギリに8階約23メートル!!
旧桐北小跡地の計画を調査ました。
7/7(土)「まちづくり住民の会」の皆さんと…
都営桐丘団地、第4期計画地です。最高は13階。

日本共産党北区議会議員
さがらとしこ
区政レポート

2012.7.10. No.1070.

ご相談はお気軽に
TELとも 3905-0970
FAX

さがらとしこ事務所

赤羽北3-23-17

(バス停「赤羽北3丁目」、メガシティ近く)

日本共産党議員団

区役所内 3908-7144

<http://www.kitanet.ne.jp/~kyoukita/>

さよなら原発
10万人集会
7月16日 11:00~
代々木公園にて

坂本龍一さんたちの
音楽ステージも予定される
など、首相官邸前から
さらに広がっています。

当面、10じ赤羽西口から
いっしょに歩かかけましょう。



旧桐北小
子どもらの成長見守る校庭の樹々
サクラ・イチョウ、校門前のオリーブ… 2012.2.2.



桐北建替え4期・5期では、
左の都営村山団地のような
高層住宅がまちの
まん中に、かべをつくる。

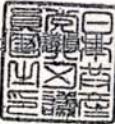
旧桐北小あと地は
校庭の南面ギリギリ
に、13万~8万が計画
されており、このまざは、
貴重な樹木伐採か。

<1めんのつづき>

陸上自衛隊の「連隊災害対処訓練（23区展開訓練）」に関する申し入れ

北区長 花川与惣太 様

2012年7月9日 日本共産党
幹事長 八巻 直人



日本共産党北区議員団は、7月3日に「平成24年度北区震災訓練に関する申し入れ」をおこないました。その後、北区防災対策特別委員会や各紙の新聞報道、党区議団の独自調査などの中で、陸上自衛隊による「連隊災害対処訓練（23区展開訓練）」の全容が次第に明らかになり、次のような問題点が浮き彫りになってきました。

第1に、陸上自衛隊第1普通科連隊が所属する第1師団の広報は今回の訓練について、「首都直下型地震を想定した『自衛隊統合防災演習』の一部として行われる」とし、陸海空の統合防災演習の一部として23区全域に大規模に部隊を展開するものと説明しています。まさに規模でも、内容でも過去に例のないものです。

さらに、自衛隊法83条が自衛隊の災害出動は関係自治体からの要請が前提であるとしているにもかかわらず、今回の訓練は自衛隊単独でおこなわれることになっています。

こうした点から、「災害対処だけではなく市街地での軍事訓練の狙いがあるのではないか」との指摘もあります。

第2に、夕方から翌日の午前という時間帯に迷彩塗料を施した自衛隊車両や迷彩服の隊員が市街地を通行するとなれば、訓練とは知らない一般市民を無用におびやかすことになります。

第3に、第1師団広報は、区役所の使用については訓練ではなく、駐屯地に帰るのが効率的でないので、便宜上宿泊の打診をしているだけとのべています。そのため、区側が拒否すれば、隊員は駐屯地に帰るだけだとしています。事実、23区内でも区役所での宿泊を拒否している自治体は多数にのぼっています。

以上の点をふまえ、以下、あらためて陸上自衛隊の「連隊災害対処訓練（23区展開訓練）」に関する申し入れをおこなうものです。

記

- 1、自衛隊法の趣旨にも反し、区民の日常生活に重大な支障をきたす恐れのある「連隊災害対処訓練」の中止を自衛隊に求めること。
- 2、16日夜の区役所内での宿泊については、あらためてこれを拒否すること。